

視聴覚ライブラリー貸出要領

視聴覚ライブラリーの貸出は、兵庫県職業能力開発協会会員（以下「会員」という）及び兵庫県内の職業能力開発推進者選任企業等が、自社内の人材育成に役立てることを目的とし、この要領の定めるところにより行う。

1 貸出対象

会員又は教育訓練を実施しようとする兵庫県内の職業能力開発推進者選任企業・団体（組合）および公共職業能力開発施設に対して無料にて貸出する。

2 貸出期間

1回の貸出期間は原則7日間以内（土・日・祝日等の休日を除く、月～金）とする。

3 貸出の制限

1回の貸出本数は5巻以内とするが、シリーズものはこの限りではない。

ただし、次に該当する場合は貸出しない。

(1) 教育訓練以外に使用する場合。

(2) 転貸ならびに営利を目的とした講習など著作権法に触れる場合。

*著作権法により、無断で複製（コピー）することは禁じられております。

(3) 貸出期間を厳守しない場合。

4 貸出物品の弁償

利用者が貸出物品を損傷又は紛失したときは、実費を弁償するものとする。

5 貸出の申込・受付

申込手続き・・・事前に電話予約をした後、別添様式「視聴覚教材申込書」に必要事項を記入のうえ、提出するものとする。

受付・・・・・・・・借用開始日の1か月前より受け付けを行う。

6 貸出物品の受け渡し

当協会窓口での貸出・返却を原則としますが、遠隔地など事情のある場合に限り、郵送による貸出・返却も可能とする。この場合、郵送にかかる日数は上記2の貸出期間内とする。

また、郵送料は利用者負担とする。

なお、返却時にはビデオテープを必ず巻き戻すこと。